

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(VII-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること(施策目標VII-3-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標3:母子保健衛生対策の充実を図ること	担当 部局名	子ども家庭局母子保健課	作成責任者名	子ども家庭局母子保健課長 山本 圭子
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、母子保健法等に基づき、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。 ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に基づく一時金を支給するもの。 ・ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦等への支援の強化 ②幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担軽減 ③産後ケア事業での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援 				
施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・ より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・ このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・ 同センターは令和2年度末までの全国展開を目指して整備を続けてきたところであるが、令和4年度は、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方(新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦を含む)への対応といった多様なニーズに対応できるよう、社会福祉士、精神保健福祉士や、その他の専門職を配置することで、相談支援の機能強化を図る必要がある。 			
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。 ・ 令和元年12月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が法定化され、市町村における同事業の実施が努力義務化されたことを踏まえ、少子化社会対策大綱において、令和6年度末までの同事業の全国展開を目指すこととしている。 ・ さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において子育て経験者等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、母体の身体的機能や精神状態の把握等を行い、支援へ繋げる「産婦健康診査事業」、身体的・精神的な悩みを有する女性に対する相談指導等や、特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等の支援を行う「性と健康の相談センター事業」を推進する必要がある。 			
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2019(令和元)年には、体外受精は45万8,101件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は6万598人にのぼる。2019年の出生数は86万5,239人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち7%となっている。 ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療(体外受精、顕微授精)に要する費用に対する助成を行ってきたが、令和4年4月からの不妊治療の保険適用の実施にあたり、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象とし、不妊治療の円滑な実施に向けた対応をする必要がある。 ・ 不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・ このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、性や生殖に関する相談体制の整備を進めている。 ・ 性と生殖に関する相談体制のある自治体数は、令和3年8月1日時点で84箇所にとどまり、全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。 			
	4	<p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p>			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	子育て世代包括支援センターの実施体制を強化すること	子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、相談支援等を行っており、令和2年度末までの全国展開を目指して整備を進めてきた。 今後は専門職(SW、PSW、心理職等)の配置や、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化など、同センターの実施体制の強化を図る必要がある。これらにより、「母子保健サービス」の提供だけでなく、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方(新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦を含む)への対応といった多様なニーズに対応することで、誰もが安心・安全な子育て環境の整備に資すると考えられるため。
	目標2 (課題2)	産前・産後の支援を強化すること	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、出産や子育てに不安を感じやすい妊娠期・出産前後における支援を強化することは、地域における妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備することに資すると考えられるため。
	目標3 (課題3)	性や生殖に関する相談体制を全都道府県、指定都市、中核市に配置すること	性と健康の相談センター(令和4年度に「不妊専門相談センター」から名称変更)は、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談等を行っており、この配置を進めることで、不妊の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができると期待されるため。
	目標4 (課題4)	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の円滑な支給	平成31年4月に委員長提案で提出された議員立法であり、同月に全会一致で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
① 子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット) (令和2年度まで)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開			子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整などにより、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供につなげる役割を担う。同センターの整備が、妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援に資すると期待されるため、指標として選定した。	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点
	-	-	100%	令和4年度				100%	100%	子育て世代包括支援センターの全国展開の目標は一定の成果を得られたところであり、今後は、同センターに専門職(SW、PSW、心理職等)を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化を行うことで体制強化を図っていく。これにより、多様なニーズに対応し、誰もがより安心・安全な子育て環境の整備に資すると期待されるため、指標として選定した。	全ての自治体において相談支援機能の強化が必要であることから、当該目標を設定した。
達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号
(1)	妊娠・出産包括支援事業 (平成26年度)	59.8億円	71.9億円	62.6億円	1	子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業)					2022-厚労-21-0734
		21.7億円	23.0億円								

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
② 妊娠・出産について満足している者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野11】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	63.7%	平成25年度	85.0%	令和6年度	-	70.0%	73.0%	76.0%	79.0%	出産後間もない時期の産婦に対する支援の重点化に係る進捗状況の把握に資するため、この指標を選定した。	目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 なお、令和4年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 (参考)令和2年度実績値82.6%は分母:全回答者数(596,296人)、分子:「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。」に対して「はい」と回答した人数(492,432人)から算出したもの。
					83.5%	85.1%	82.6%	現在調査中(R4年12月目途公表予定)			
3 妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合(アウトカム)	43.0%	平成25年度	100.0%	令和6年度	-	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	妊娠中に産後のメンタルヘルスについて伝えることは、不安を感じやすい産後期の支援の強化に資すると考えられるため、この指標を選定した。	目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 なお、令和4年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 (参考)令和2年度実績値55.5%は分母:全市区町村数(1,741)、分子:妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村数(967)から算出したもの。
					52.1%	54.7%	55.5%	現在調査中(R4年12月目途公表予定)			
4 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野11】	92.8%	平成25年度	100.0%	令和6年度	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	アンケート等を通じて個々の妊婦の身体的・精神的・社会的な情報を把握することは、妊婦の状況に応じたきめ細かな支援に資すると考えられるため、この指標を選定した。	目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。 (参考)令和2年度実績値99.4%は分母:全市区町村数(1,741)、分子:「妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。」に対して「はい」と回答した市区町村数(1,730)から算出したもの。
					98.6%	98.9%	99.4%	現在調査中(R4年12月目途公表予定)			
達成手段2 (開始年度)	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和4年度行政事業レビュー事業番号
(2) 妊娠・出産包括支援事業(再掲) (平成26年度)	59.8億円 21.7億円	71.9億円 23.0億円	62.6億円	2.3	<p>①子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業)</p> <p>②産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門会や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。</p> <p>③産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを行う「デイサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。</p> <p>これらの事業により、妊産婦に対する心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。</p>						2022-厚労-21-0734

(3)	産婦健康診査事業 (平成29年度)	18.3億円 19.8億円	18.3億円 21.7億円	18.3億円	2	・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。	2022-厚労-21-0740
(4)	母子保健情報の利活用に係るシステム改修事業 (令和元年度)	2.3億円 0.8億円	- -	-	2.3	「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)において、「個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、令和2年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す」とされており、令和2年度からの本格稼働を目指し、乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診や妊婦健診等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築するもの。 市町村で実施している妊婦健診や乳幼児健診の健診項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、データ標準レイアウトの改訂を行い、当該改訂に伴う市町村のシステムの改修経費について補助する。	-
(5)	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業 (令和2年度)	163.4億円 121.3億円	29.3億円 1.3億円	-	-	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害などが懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。 このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。 ・ 新型コロナの不安を抱える妊産婦等に対し、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施。 ・ 不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助 ・ オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員員の費用を補助 ・ 里帰り出産が困難な妊産婦に、育児支援サービスを提供する。	2022-厚労-21-0746
(6)	幼児健康診査個別実施支援事業 (令和2年度)	14.1億円 11.2億円	1.1億円 0.1億円	-	-	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。 具体的には、幼児健康診査のうち、1歳6か月健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども1人1人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。	2022-厚労-21-0747
(7)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (令和3年度)	- -	1.0億円 0.4億円	0.9億円	-	多胎妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査の受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的としている。	2022-厚労-21-0749

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
○5 性と生殖に関する相談体制のある自治体数(アウトプット)	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	令和4年度	全都道府県・指定都市・中核市(121件)	全都道府県・指定都市・中核市(125件)	全都道府県・指定都市・中核市(127件)	全都道府県・指定都市・中核市	全都道府県・指定都市・中核市(129件)	性と生殖に関する相談体制の整備を進めることで、不妊の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができる期待されるため、この指標を選定した。 (参考)平成27年度設置自治体数:63件、平成28年度設置自治体数:65件	全都道府県において、性と生殖に関する相談体制が整備されており、引き続き、指定都市、中核市への整備を促していく必要があるため。
達成手段3 (開始年度)	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額 執行額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(8) 生涯を通じた女性の健康支援事業 (平成8年度)	15.5億円 2.3億円	19.5億円 2.9億円	9.2億円	5	性と健康の相談センター事業では、不妊や不育症について悩む夫婦等に対し医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施している。 これにより、不妊や不育症について気軽に相談できる体制を確立するとともに、その課題に対応するための適切な体制を構築することに資するものである。					2022-厚労-21-0735	

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。	-
(参考指標)					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由		
6	一時金の支給件数				/	476	410	86		「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。		
達成手段4 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(9)	旧優生保護一時金支給諸費 (令和2年度)	5.2億円 2.4億円	3.9億円 2.0億円	3.8億円	6	平成31年度予備費において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給するために必要な経費を計上。 (平成31年4月26日 予備費使用 閣議決定 126億円)					2022-厚労-21-0743	
施策の予算額(千円)		令和2年度			令和3年度			令和4年度		政策評価実施予定 時期	令和6年度	
		48,430,740			15,434,424			11,885,460				
施策の執行額(千円)		30,836,268			8,636,634							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)					施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
					第208回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明		令和4年2月25日		不妊治療への支援については、本年四月より保険適用を実現します。また、引き続き、不妊治療を受けやすい職場環境整備や、不育症患者や、小児、AYA世代のがん患者等に対する支援を推進します。			